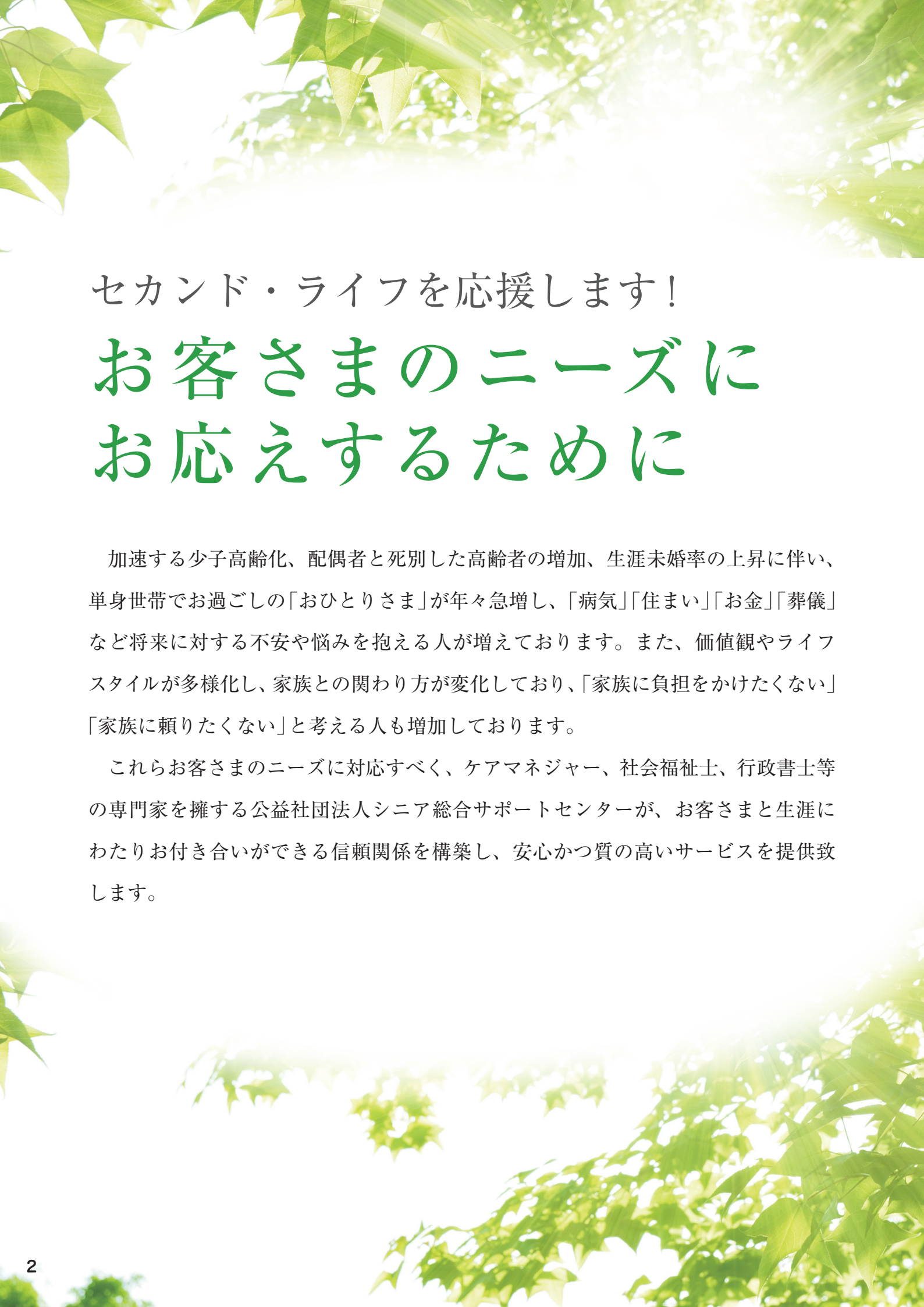


身元保証・遺言信託



公益社団法人
シニア総合サポートセンター

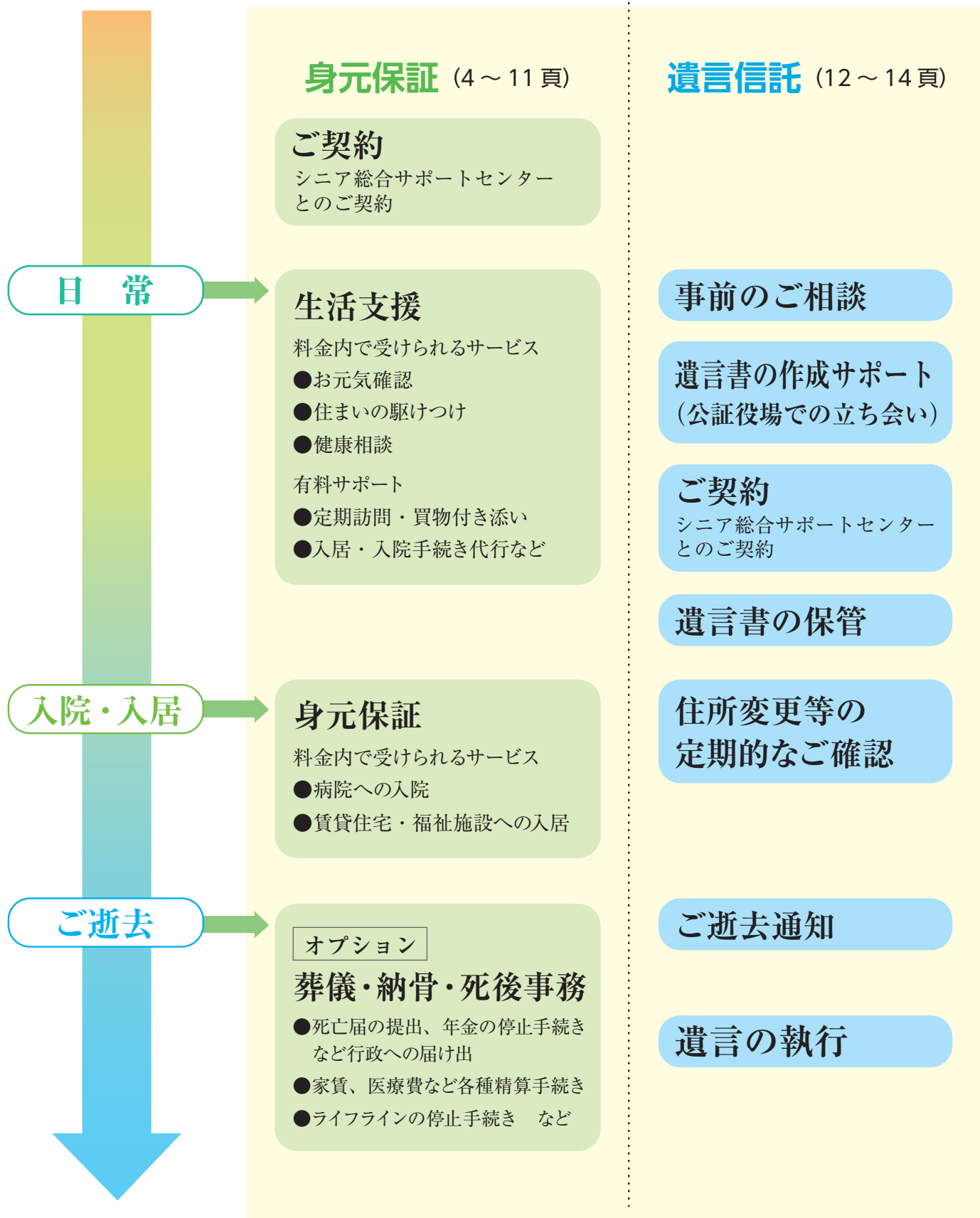


セカンド・ライフを応援します！

お客さまのニーズに お応えするために

加速する少子高齢化、配偶者と死別した高齢者の増加、生涯未婚率の上昇に伴い、単身世帯でお過ごしのおひとりさまが年々急増し、「病気」「住まい」「お金」「葬儀」など将来に対する不安や悩みを抱える人が増えております。また、価値観やライフスタイルが多様化し、家族との関わり方が変化しており、「家族に負担をかけたくない」「家族に頼りたくない」と考える人も増加しております。

これらお客さまのニーズに対応すべく、ケアマネジャー、社会福祉士、行政書士等の専門家を擁する公益社団法人シニア総合サポートセンターが、お客さまと生涯にわたりお付き合いができる信頼関係を構築し、安心かつ質の高いサービスを提供致します。



1 身元保証

シニア総合サポートセンターが提供する身元保証は、ご家族に代わって日々の生活支援と入院・入居の身元保証を致します。またオプション（別料金）で、ご逝去後の葬儀・納骨・死後事務支援についてもサポート致します。

次のような方にご利用いただいております。

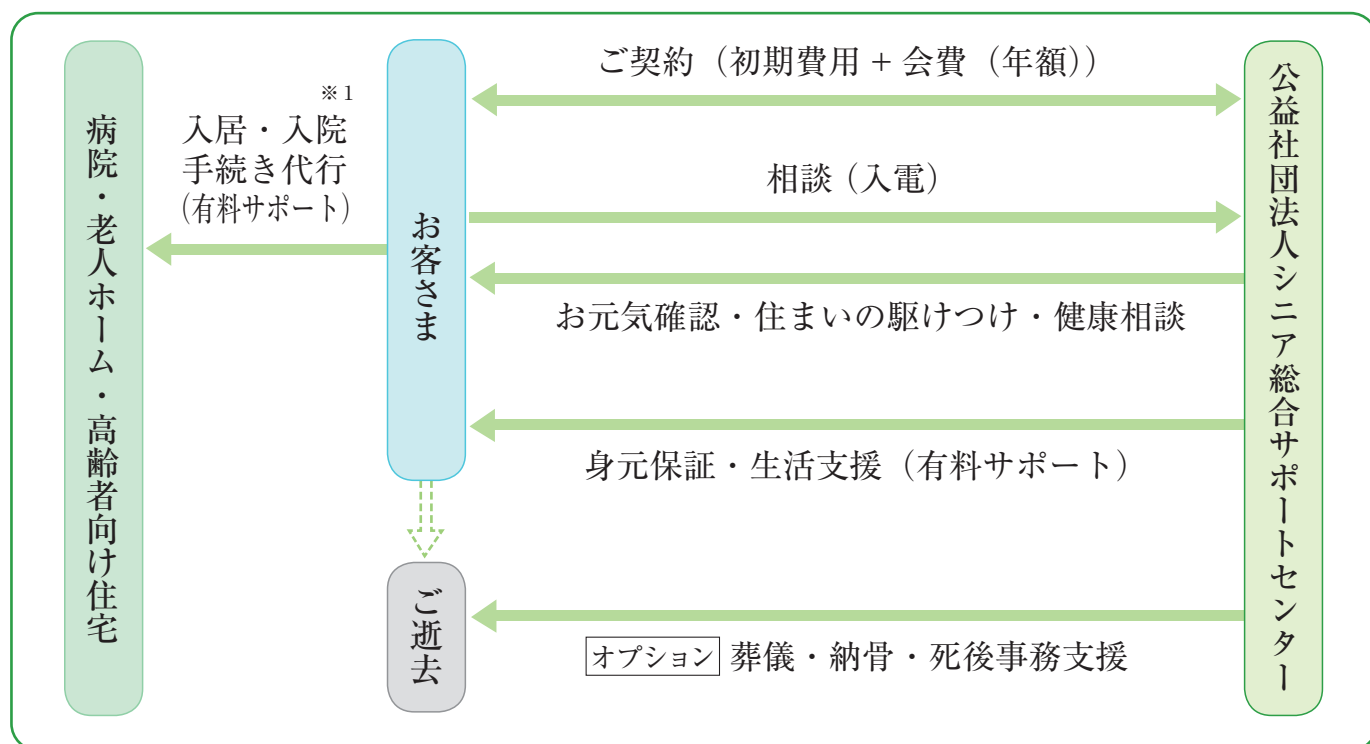
ひとり暮らしで
身近に頼れる人が
いないという方

ご家族やご親族
に負担をかけた
くないという方

お子さまがおられず
夫婦二人暮らしの方

など

「身元保証」の仕組み



※1 入居・入院先の病院・老人ホーム・高齢者向け住宅は、原則としてお客さまにおいてお選びいただきます。
入居・入院手続き代行は、お客さまのご要望に応じて生活支援（有料サポート）として承ります。

I. 身元保証

病院に入院、老人ホーム・高齢者向け住宅などへご入居の際は、身元保証人が求められます。どうして保証人を求めるのでしょうか？

- ・ 緊急連絡先が必要なため
- ・ 入院費や施設の利用料の滞納に備えるため



病院に入院、老人ホーム・高齢者向け住宅などへご入居される際、公益社団法人シニア総合サポートセンターがご家族に代わって連帯保証人、身元引受人及び緊急連絡先をお引き受け致します。

また、万一の緊急入院時、ご家族に代わって入院手続き等を対応致します。シニア総合サポートセンターのスタッフが医師との協議に参加し、あらかじめご本人さまのご希望をもとに作成した「医療に関する意思確認書」を医師に伝え、今後の治療方針についてご本人さまの意に沿うよう対応致します。



Ⅱ. 生活支援

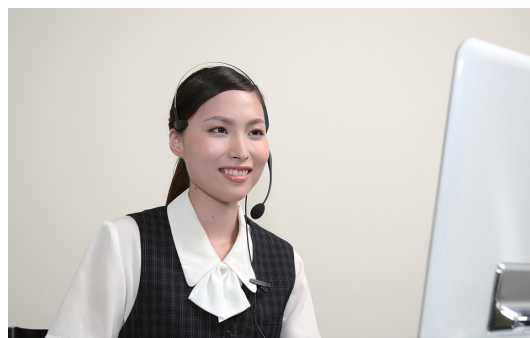
ご自宅、病院、施設などの状況にあわせて、安心して快適な生活を送られるよう様々な生活支援を行っています。

24時間365日対応していますので、いつでもご連絡ください。

料金の範囲内で受けられるサポート

お元気確認

週に1回の電話又はショートメール配信で、健康状態などを確認します。確認がとれなかった場合、スタッフがご自宅に駆けつけ、在宅確認を致します。



住まいの駆けつけ

日常生活で発生する水・電気・ガス・ガラス・鍵などの突発的なトラブルに24時間365日対応致します。必要に応じてスタッフがご自宅まで駆けつけます。駆けつけには費用はかかりません。

※ 部品の交換か作業時間が60分を超える場合は有料になります。



健康相談

医師や看護師など、専門の資格を有するスタッフが次のようなご相談に対し24時間365日電話にてアドバイスを致します。

- ・ 急に熱が出て心配
- ・ 最近、体調が良くない
- ・ 血圧が高くなって心配



有料サポート

ご自宅、病院、施設などの状況、お客さまの要望に合わせて、公益社団法人シニア総合サポートセンターが有償で提供致します。



在宅時

- ・ 定期訪問
- ・ 老人ホーム・高齢者向け住宅などへの見学同行
- ・ 病院受診の付き添い
- ・ 買い物やお墓参りの付き添い



病院入院時

- ・ 入院時の契約手続き代行
- ・ 外出時の付き添い
- ・ 手術の立ち会い
- ・ 病院側との協議



老人ホーム・高齢者向け住宅などへの入居時

- ・ 入居契約時の手続き代行
- ・ 病院受診や買い物への同行
- ・ 施設側との協議（ケアプランの同意）
- ・ 入院時の付き添い



緊急時

- ・ 緊急搬送時の駆けつけ対応（24時間365日体制の構築）

有料サポートは、次のとおり費用がかかります。

※料金は全て税込です。

支援日	依頼日	生活支援費用（1時間あたり）
平日昼間 （午前8時～午後6時まで）	2日前まで	3,564 円
	前日・当日	4,584 円

※土日祝日と夜間（午後6時～午前8時まで）はそれぞれ約1,020円増になります。

ご注意事項

- ①ご利用は最低1時間以上をお願い致します。（以降は30分単位で計算）
- ②支援場所への往復時間は支援時間に含まれません。
- ③交通費は別途いただきます。（最寄りの支部から計算）
- ④緊急時以外は平日の受付時間内（午前9時～午後6時）にご依頼下さい。

「身元保証」の料金

ご契約に際しては、次のとおり費用がかかります。

なお、お支払い方法は、現金または銀行振込にて承っております。

1. 初期費用

※料金は全て税込です。

費目	費用	預託金 ^{※1}	備 考
入会金	10,000 円		会員は次のサポートを受けることができます。 ① 無料相談（生活問題、施設入居、葬送支援等） ② 会報誌等による各種情報提供
会費	(年額) 10,000 円		
事務管理費	539,815 円		生涯にわたって総合的な支援を提供するため、次のことを行っています。 ・ 個人の台帳の作成・管理 ・ 預託金の保管・管理 ・ 全般的なシステム管理 ご契約後 6 か月以内のご解約又はお亡くなりの際は、事務管理費の 50% をご本人さま又は相続人さま等に返還します。
身元保証料 (預託金)		356,481 円	病院・老人ホーム・高齢者向け住宅等の身元保証人をお引き受けし、終身にわたりサポートします。 当初契約時は預託金としてお預かりし、その後当法人が実際に身元保証人となったときに全額身元保証料に充てさせていただきます。 ご契約後、身元保証人となることなくご解約又はお亡くなりの際はご本人さま又は相続人さま等に預託金全額を返還します。
(小計金額)	559,815 円	356,481 円	
合計金額			916,296 円

2. 翌年以降の費用

会費	(年額) 10,000 円		毎年 4 月にお支払いいただきます。 初年度は入会翌月から 3 月までの月割の金額となります。
----	---------------	--	--

一部審査によりご契約できない場合がございます。
消費税率変更や物価の変動等に伴い、改定させていただく場合がございますのでご了承ください。

◆オプション

※消費税不課税となります。

費目	費用	預託金 ^{※1}	備 考
葬儀・納骨・ 死後事務支援費		500,000 円	葬儀・納骨費用、死後事務費用等の支払いに充当しますが、その際は消費税が課せられます。 支援内容はご希望に沿って決めることができます。ご希望の内容によっては費用の増額をお願いすることがございます。

※1：預託金は信託会社を通じて管理・保全致します。

信託会社は、信託業法により内閣総理大臣の免許若しくは登録を受けた会社であり、経営の健全性確保と利用者の保護が図られているので、安心して管理を任せることができます。

オプション

葬儀・納骨・死後事務支援

葬儀

ご逝去後、ご親族・ご友人などへのご連絡、喪主代行、法要等を行います。宗旨・宗派は問いません。

ご葬儀は、通夜・告別式を行わず火葬のみ執り行います。

火葬のみの葬儀以外にもお客さまのご希望に沿うことができます。その際は、ご希望の内容によっては預託金を追加していただく場合がございます。



納骨

生前にお客さまのご希望をお伺いし、ご希望に沿ってご納骨・ご供養をさせていただきます。その際、ご希望の内容によっては預託金を追加していただく場合がございます。

お客さまから特にご希望がないときは、ご納骨先として合祀墓(永代供養墓)を手配させていただきます。

この合祀墓についても生前にお選びいただくことが可能です。



死後事務

ご逝去後、ご親族に代わり各種の手続きを行います。

- ・年金の停止
- ・保険証の返還
- ・ライフラインの停止手続き

※遺品整理のご依頼は別料金となります(要見積)。

※ご相談内容によっては、こちらの契約が必要となります。



ご契約の流れ



Step1

面談のご予約

まずはお電話で面談をご予約ください。

※施設に入居されている方や要支援・要介護の認定を受けられている方は、まずは担当のケアマネジャーさまや福祉関係者さま等とご相談ください。



Step2

サポート内容のご説明（無料）

シニア総合サポートセンターのスタッフがご自宅・病院・老人ホーム・その他ご指定の場所に伺います。シニア総合サポートセンターの事務所にお越しいただいても構いません。



Step3

お申し込み・審査・契約締結

お客さま情報を伺い、入会審査のお申し込みをいただきます。

審査完了後、必要書類をご提出いただき、契約を締結します。その後費用をお支払いいただきます。お支払いの確認がとれましたら、シニア総合サポートセンターから会員証を発行します。

※審査によりお引き受けできない場合もございます。



Step4

サポート開始

シニア総合サポートセンターが生活支援、身元保証をサポート致します。

ご安心してお任せ下さい。

よくあるご質問

Q1. 契約に際して、どのような書類が必要ですか？

A1. 本籍記載の住民票（発行後3か月以内）、身分証明書（保険証又は運転免許証）、実印、印鑑登録証明書（発行後3か月以内）が必要です。

Q2. 契約後は銀行の預金通帳・印鑑又は証書など全て預けなくてはならないのですか？

A2. お預けいただく必要はございません。お客さまにて保管いただければ結構です。

Q3. 夜間・祝日など緊急時はどのように対応してもらえるのですか？

A3. ご安心下さい。24時間365日お受け致します。ご連絡をいただいた後シニア総合サポートセンターのスタッフが速やかに対応致します。

Q4. 身元保証人だけでなく、ボランティア先やマンション管理組合などの緊急連絡先になっていただくこともできますか？

A4. 身元保証を引き受けた施設・病院以外でも緊急連絡先をお引き受け致します。



2 遺言信託

遺産相続は、すべての相続人が納得する遺産分割を実現することは大変難しく、トラブルも多くあります。遺産相続を「争族」にしないために遺言書を残されることをおすすめします。

遺言を残さずにお亡くなりになられた場合、法律によって決められた割合（法定相続分）をもとに、相続人全員で協議して遺産の分け方を決めるのが一般的です。ところが、法定相続分どおりに分けることが難しいケースもあります。そのような場合に備えて、あらかじめ遺言書を書き、適切に保管しておくことで、手間の掛かる手続きや相続人同士のトラブルを回避することができます。

円滑な相続を実現するため、遺言書の作成に関する相談、遺言書の保管、相続発生後の遺言の執行を、シニア総合サポートセンターがサポート致します。

次のようなご相談を多くいただいております。

どの財産をどの相続人に相続させるか決めておきたい

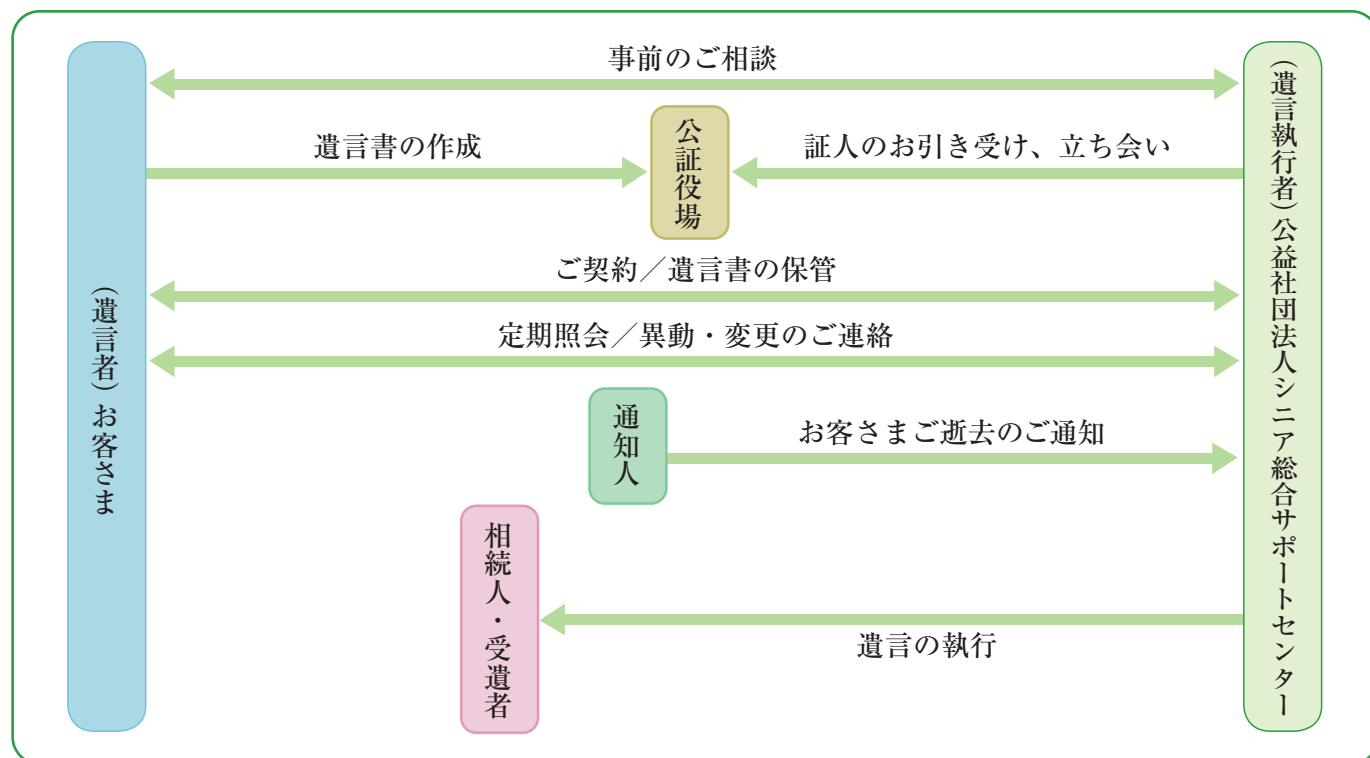
お世話になった人に一部の財産をあげたい

教育・福祉・芸術など世の中のために寄付したい

など



「遺言信託」の仕組み



お手続きの流れ

①事前のご相談

対象となるお客さまの財産やご意向等について伺います。また、公正役場にご相談内容を伝え、遺言書作成時の予約を行う等、遺言書作成準備をお手伝い致します。^(※)

※ご相談内容が法律相談や税務相談にあたる場合は弁護士・税理士の関与が必要となります。

その際は別途費用がかかる場合がございます。

②遺言書の作成／証人のお引き受け、立ち会い

事前のご相談に基づき、公正役場で公正証書遺言書^(※)をお客さまに作成いただきます。

遺言書作成の際、シニア総合サポートセンターが、証人として立ち会い致します。

※シニア総合サポートセンターを遺言執行者として指定いただきます。

③ご契約／遺言書の保管

遺言信託契約を締結し、公正役場で作成された公正証書の正本をお預かり致します。また、相続開始の際にご連絡いただく通知人^(※)をご指定いただきます。

※シニア総合サポートセンターの「身元保証」をご利用されている方は必要ございません。

④定期照会／異動・変更のご連絡

遺言の内容や財産・家族の異動、ご住所の変更などについて、シニア総合サポートセンターが定期的に確認致します。

⑤お客さまご逝去のご通知

あらかじめご指定いただいた通知人の方からお客さまご逝去のご通知をいただきます。

⑥遺言の執行

シニア総合サポートセンターは、遺言書の内容を相続人・受遺者の皆さまに開示し、遺言執行者に就職致します。ご相続人等関係者の方にご協力いただき、遺言執行の対象となる財産の調査^(※)を行います。判明した相続財産について財産目録を作成致します。その後、遺言書に基づき、預貯金・不動産・有価証券等の名義変更、換価・換金処分などを行い、相続人・受遺者の皆さまに財産を承継致します。

※調査対象は、遺産のうち遺言執行対象の財産に限ります。

※執行の際に法的問題や税務上の問題がある場合は弁護士・税理士の関与が必要となります。その際は別途費用がかかる場合がございます。

※執行対象財産の評価額に料率を乗じた額の合計額が執行報酬となります(次頁参照)。

「遺言信託」の料金

契約時と遺言執行手続き完了時に次のとおり費用がかかります。
なお、お支払い方法は、現金または銀行振込にて承っております。

契約時

1. 初期費用

※料金は全て税込です。

入会金	10,000 円	会員は次のサポートを受けることができます。 ①無料相談（生活問題、施設入居、葬送支援等） ②会報誌等による各種情報提供
会費	(年額) 10,000 円	
受託手数料	110,000 円	次の事項を行います。 ・遺言書の保管 ・定期照会 ・遺言執行者への就職
合計金額		130,000 円

※別途、公証役場に支払う公正証書作成費用、戸籍謄本等の取り寄せ費用はお客さまのご負担となります。

2. 翌年以降の費用

会費	(年額) 10,000 円	毎年4月にお支払いいただきます。 初年度は入会翌月から3月までの月割の金額となります。
----	---------------	--

消費税率変更や物価の変動等に伴い、改定させていただく場合がございますのでご了承ください。

遺言執行手続き完了時

執行報酬は、遺言執行手続きが完了したときに、執行対象財産の評価額に次の料率を乗じた額の合計額を相続人、受遺者からお支払いいただきます。

※料率と料金は全て税込です。

財産評価額	料率
1億円以下の部分	1.10%
1億円を超え3億円以下の部分	0.55%
3億円を超え5億円以下の部分	0.33%
5億円を超え10億円以下の部分	0.22%
10億円を超える部分	0.11%

※最低報酬は550,000円とさせていただきます。

※相続税申告の際の税理士費用や、登記申請の際の司法書士費用は別途かかります。

例) 執行対象財産の評価額が2億円の場合、以下の執行報酬金額となります。

$1\text{億円} \times 1.10\% + (2\text{億円} - 1\text{億円}) \times 0.55\% = 165\text{万円}$ (消費税込)



公益社団法人シニア総合サポートセンター

弁護士法人T L E O 虎ノ門法律経済事務所が母体となり設立した法人です。

《事業内容》高齢者等の総合支援事業

《本部》

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-20-3 虎ノ門法曹ビルB1F

《札幌支部》

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3-3 ばらと北一条ビル 3 階A号室

《名古屋支部》

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-20-3 BPRプレイス久屋大通 3 階

《大阪支部》

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 4-1-15 西天満内藤ビル 3 階

《福岡支部》

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-27-25 第2岡部ビル 8 階A号室

《那覇支部》

〒900-0025 沖縄県那覇市壺川 3-2-6 壺川ビル 3 階 1 号棟南側



虎ノ門法曹ビル



公益社団法人

シニア総合サポートセンター

[募集代行]

24時間365日
無料通話

0120-394-394

イオンライフ株式会社

〒261-8515 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

記載内容は2024年3月現在のものです。予告なく変更となる場合があります。